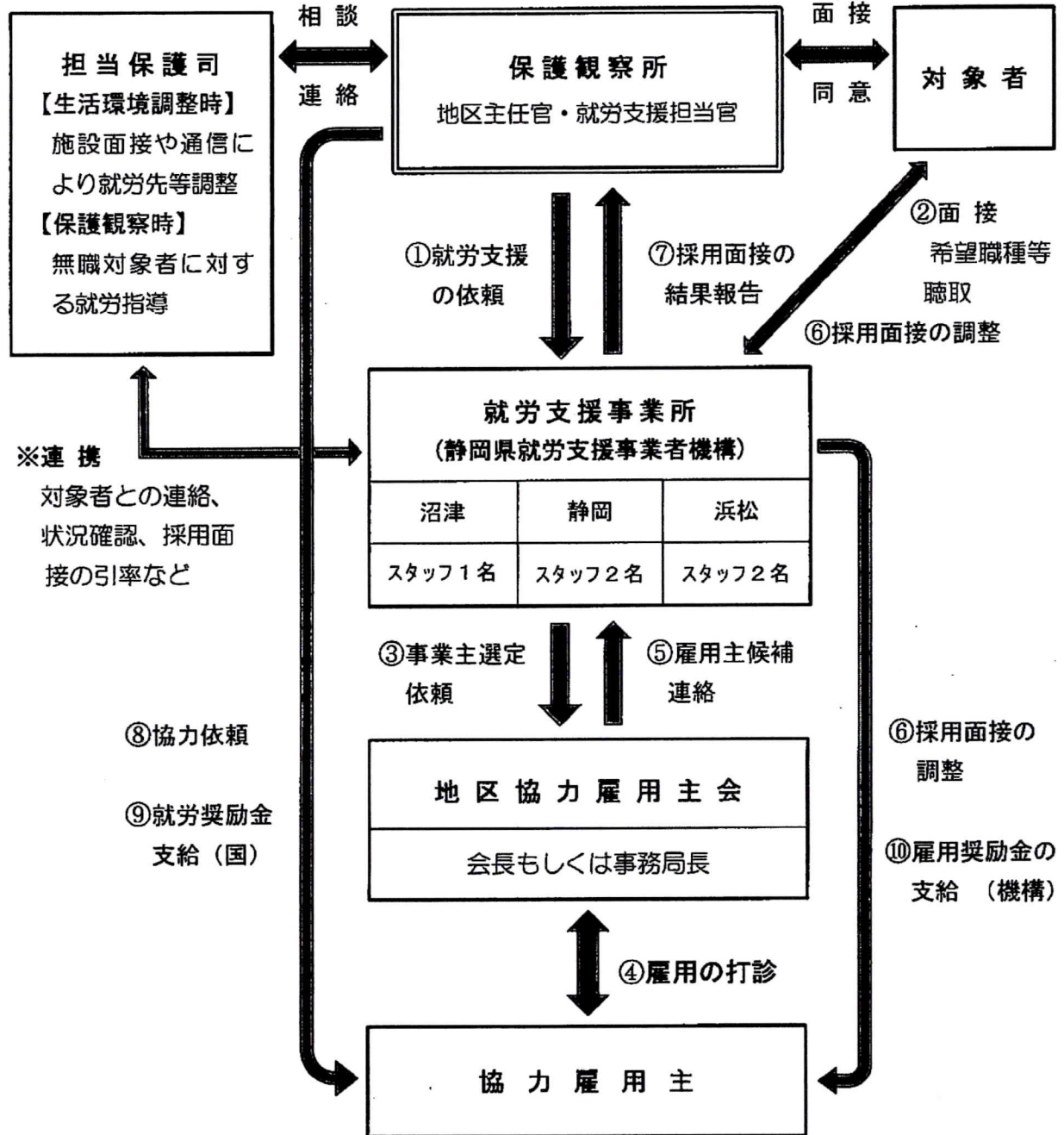


協力雇用主による対象者の雇用

対象者が雇用先まで「前歴開示」することに同意し、協力雇用主への就職を希望したときは、このフローチャートに従い、保護観察所、事業所（機構）、地区協力雇用主会が情報共有し、連携して就職が実現するように調整を進める。



※ 「就労支援事業所」・・・静岡県就労支援事業者機構が法務省から受託した更生保護就労支援事業を推進するために設置した事業所。保護観察対象者等の就職活動支援業務のほか、協力雇用主の新規開拓等の雇用基盤整備業務を行っている。